

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第221号)

平成14年10月17日

平成 1 4 年 1 0 月 1 7 日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 1 9 条

第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 1 3 年 1 2 月 7 日中地福第 5 3 9 号及び中保護第 6 2 号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

- (1) 「法外援護費貸付金調書（平成 7 年度）」、「法外援護費貸付金調書（平成 8 年度以降現在まで）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」、「生活保護費代理受領金領収書（平成 7 年度）」、「生活保護費代理受領金領収書（平成 8 年度以降現在まで）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」、「生活保護費支給証（平成 7 年度）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」及び「生活保護費支給証（平成 8 年度以降現在まで）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (2) 「横浜銀行本店営業部普通預金口座番号 0141965 の預金につき、公金扱いとし利息を付加しないこととした決裁文書」、「保護費預り依頼書（平成 8 年度以降現在まで）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」、「保管金預り依頼書及び預り証（平成 8 年度以降現在まで）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」、「保管金出納調書（平成 8 年度以降現在まで）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」及び「一時預り金出納調書（控）（平成 8 年度以降現在まで）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

(1) 横浜市長が、次の各文書を非開示とした決定は、妥当である。

ア 「法外援護費貸付金調書（平成 8 年度以降現在まで）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」

イ 「生活保護費代理受領金領収書（平成 8 年度以降現在まで）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」

ウ 「生活保護費支給証（平成 8 年度以降現在まで）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」

エ 「保護費預り依頼書（平成 8 年度以降現在まで）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」

オ 「保管金預り依頼書及び預り証（平成 8 年度以降現在まで）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」

カ 「保管金出納調書（平成 8 年度以降現在まで）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」

キ 「一時預り金出納調書（控）（平成 8 年度以降現在まで）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」

(2) 横浜市長が、次の各文書を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

ア 「法外援護費貸付金調書（平成 7 年度）」

イ 「生活保護費代理受領金領収書（平成 7 年度）」

ウ 「生活保護費支給証（平成 7 年度）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」

エ 「横浜銀行本店営業部普通預金口座番号0141965の預金につき、公金扱いとし利息を付加しないこととした決裁文書」

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「法外援護費貸付金調書（平成 7 年度）」（以下「文書 1」という。）、「法外援護費貸付金調書（平成 8 年度以降現在まで）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」（以下「文書 2」という。）、「生活保護費代理受領金領収書（平成 7 年度）」（以下「文書 3」という。）、「生活保護費代理受領金領収書（平成 8 年度以降現在まで）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除

く。）」（以下「文書4」という。）、「生活保護費支給証（平成7年度）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」（以下「文書5」という。）、「生活保護費支給証（平成8年度以降現在まで）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」（以下「文書6」という。）、「横浜銀行本店営業部普通預金口座番号0141965の預金につき、公金扱いとし利息を付加しないこととした決裁文書」（以下「文書7」という。）、「保護費預り依頼書（平成8年度以降現在まで）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」（以下「文書8」という。）、「保管金預り依頼書及び預り証（平成8年度以降現在まで）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」（以下「文書9」という。）、「保管金出納調書（平成8年度以降現在まで）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」（以下「文書10」という。）及び「一時預り金出納調書（控）（平成8年度以降現在まで）（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）」（以下「文書11」という。）（以下文書1から文書11までを総称して「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年7月27日付で行った非開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

文書2及び文書4については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第4号及び第6号に該当するため非開示とし、文書6及び文書8から文書11までについては、同項第2号及び第6号に該当するため非開示とし、並びに文書1、文書3、文書5及び文書7については、不存在であるため条例第10条第2項により非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 文書2は、個人ごとに作成される文書であって、記録されている申請者氏名・住所、借用年月日、金額等は、すべて特定の個人に属する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため、本号に該当する。

イ 文書4は、被保護者個人ごとに作成される文書であって、記録されているケース番号、氏名、住所、支給月、領収金額、領収年月日及び領収印等については、すべて被保護者の生活保護費受給に関する情報であり、全体として個人に関する情報が記録されており、本号に該当する。

ウ 文書6は、被保護者個人ごとに作成される文書であって、ケース番号、氏名、住

所、届出印、月別、支給年月日、支給額等が記録されており、すべて被保護者の生活保護費支給に関する情報であり、全体として個人に関する情報が記録されており、本号に該当する。

エ 文書 8 は、個人ごとに提出される文書であって、記録されているケース番号、被保護者の住所、氏名、印影、保護費預りの依頼の有無は、すべて被保護者の生活保護費支給に関する情報であり、全体として個人に関する情報が記録されており、本号に該当する。

オ 文書 9 は、個人ごとに提出される文書であって、記録されているケース番号、被保護者の住所、氏名（世帯主氏名）、印影、依頼した年月日、依頼する理由の別（戻入、法第 63 条返還、法第 78 条徴収、遺留金、その他）、金額、保管金預りの有無は、すべて被保護者の生活保護費支給に関する情報であり、全体として個人に関する情報が記録されており、本号に該当する。

カ 文書 10 及び文書 11 は、個人ごとに作成される文書であって、記録されているケース番号、被保護者の氏名（世帯主氏名）、保管開始日、取扱い年月日、預入れ額、払出し額、残額欄等については、すべて被保護者の生活保護費支給に関する情報であり、全体として個人に関する情報が記録されており、本号に該当する。

キ また、文書 2、文書 4、文書 6 及び文書 8 から文書 11 の各文書において、申立人が主張するように、仮にケース番号、氏名、住所、印鑑部分等を非開示としても、その他の情報を開示し、他の情報と組み合わせることにより、被保護者である特定の個人を識別することができるおそれがあるとともに、文書全体が個人に関する情報であり、本号に該当する。

(2) 条例第 7 条第 2 項第 4 号の該当性について

ア 文書 2 は、申立人が主張するように、仮に申請者氏名・住所、印鑑部分等の直接特定の個人が識別される個人に関する情報を非開示としても、その他の情報を開示すると、文書全体から当該個人の債務についての情報が明らかとなり、個人の財産権を侵害するおそれがあり、本号に該当する。

イ 文書 4 は、申立人が主張するように、仮に氏名、住所、印鑑部分等の直接特定の個人が識別される個人に関する情報を非開示としても、受領金額などその他の情報を開示することにより、当該個人の収入である生活保護費についての情報が明らかとなり、個人の財産権を侵害するおそれがあり、本号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 2 項第 6 号の該当性について

ア 文書 2 は、法外援護費の貸付け（借受け）の状況を記録した文書であり、法外援護費の貸付けを受けていることは、要保護者又は被保護者にとって、他人に知られたいくない情報である。

申立人が主張するように、文書 2 の氏名、住所、印鑑部分等を除く情報の一部でも開示すると、他人に知られたいくない情報の一部が明らかとなり、要保護者又は被保護者と実施機関との信頼関係が損なわれ、その結果、要保護者又は被保護者の法外援護費の貸付けに支障が生ずることにより、生活基盤が不安定となり、今後の法外援護行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、文書 2 は本号に該当する。

イ 文書 4 は、本人が直接受領するのが原則である生活保護費を、入院その他健康上の事情などの理由により本人が受領できない場合に、被保護者から依頼（委任）を受け、中区地域福祉課の担当係長が一時的に代理受領し、管理している状況を記録した文書であり、生活保護費を受けていることは、被保護者にとって他人に知られたいくない情報である。

申立人が主張するように、文書 4 の氏名、住所、印鑑部分等を除く情報の一部でも開示すると、他人に知られたいくない情報の一部が明らかになり、被保護者と実施機関との信頼関係が損なわれ、結果として、被保護者の生活費である生活保護費の受領に支障をきたすなど、被保護者の受領する保護費の金銭管理が十分に行われず、生活基盤が不安定となり、今後の生活保護行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、文書 4 は本号に該当する。

ウ 文書 6 は、すべて被保護者の生活保護費受給に関する情報であり、生活保護を受けていることは、被保護者にとって他人に知られたいくない情報である。

申立人が主張するように、文書 6 のケース番号、氏名、住所、印鑑部分等を非開示としても、その他の情報を一部でも開示すると、他人に知られたいくない情報の一部が明らかになり、被保護者と実施機関との信頼関係が損なわれ、結果として、被保護者の生活費である生活保護費の受領に支障をきたすなど、被保護者の受領する保護費の金銭管理が十分に行われず、生活基盤が不安定となり、今後の生活保護行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、文書 6 は本号に該当する。

エ 文書 8 から文書 11 までは、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づき被保護者に支給された生活保護費などを、被保護者の金銭管理の必要性上やむを得ず、被保護者の事情により福祉事務所（平成 13 年 12 月 31 日以

前のもの。以下同じ。)が保管又は一時預かりをする場合に作成される文書で、福祉事務所と被保護者との信頼関係に基づいて金銭を預かり、その金銭の出し入れに関する記録である。

生活保護費を福祉事務所に預けていることは、被保護者にとって他人に知られたくない情報である。

申立人が主張するように、文書 8 から文書 11 までの被保護者の住所、氏名、ケース番号、印影などを除く情報の一部でも開示すると、他人に知られたくない情報の一部が明らかになり、被保護者と実施機関との信頼関係が損なわれ、結果として、被保護者の生活費である保護費を預けなくなるなど、被保護者の金銭管理が十分に行われず、生活基盤が不安定となり、今後の生活保護行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、文書 8 から文書 11 までは本号に該当する。

(4) 文書 1、文書 3、文書 5 及び文書 7 の不存在について

ア 文書 1 及び文書 3 は、平成 7 年度に作成された文書である。

文書 5 は、平成 7 年度に廃止となった受給者の支給証と、受給継続者の年度切替えで不要となった前年度(平成 6 年度分)の支給証を回収、保存していたものが該当し、平成 7 年度に作成し、又は取得したものである。

いずれの文書も保存期間 5 年の文書であり、期間経過後の平成 13 年 6 月に文書を廃棄している。

したがって、文書 1、文書 3 及び文書 5 は存在しない。

イ 文書 7 については、実施機関が保有し、管理している文書の中には存在しない。

本件預金通帳には、被保護者の依頼に基づき、被保護者に支給された保護費の一部又は全部を福祉事務所が預かり、管理している金銭が入金されている。この通帳を利用しているのは不特定多数の被保護者であり、被保護者の求めに応じ、常時、預金の出し入れを行っている。また、現金を金融機関に預けた場合、原則として、一定の金利が付利されるが、本件通帳の場合は利息を付利していない。本件通帳の現金は、一時的とはいえ個人から預かっている現金であり、本件通帳に利息を付利すると、その利息を対象者に配分する必要が生じる。しかし、常時、出し入れが行われている本件通帳の利用者を特定し、その利用者に還元することは不可能と考えられることから、利息を付利していないものと思われる。

関係金融機関に対する調査では、実施機関(福祉事務所)からの申出により、利息を付利していないものと認められる旨の回答を得ている。また、利息を付利しな

いことについては、実施機関からの文書による依頼であるか、又は口頭による依頼であるかは不明である。

したがって、利息を付利しないことが記録された文書は存在しない。

4 異議申立人の非開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 各処分は条例違反であり、申立人の権利及び利益を侵害した。
- (2) 保存すべき文書の廃棄は違法である。
- (3) 保護費の流れを確認したいことが申立人の目的である。
- (4) 実施機関は、条例第3条に基づき積極的に情報を開示する義務があり、条例第7条第2項第2号、第4号及び第6号並びに第10条第2項に抵触しない形で開示することができ、特定個人の識別や財産権の侵害、権利・利益が害されないように当該部分を除いて開示することができるから、実施機関の非開示理由はあたらない。
- (5) 条例前文で定める市民の知る権利及び第1条の目的で定める市政に関し市民に説明する責務を全うするため、その透明性を確保すべきである。
- (6) 横浜市文書取扱規程は、文書の保存期間及びその起算日を定めているが、実施機関は、本件申立文書の廃棄について文書課長に照会しないまま当該文書の保有の有無を判断している。
- (7) 金銭扶助額は生活保護基準表の第1類の年齢や第2類の世帯人員から算出することから、扶助費から生活保護受給者が特定・判明することはない。
- (8) 本件預金は、公金であるとして開示されたものであるが、一方、預かり金で返済しなければならぬと弁解しながら、家庭裁判所の管理人選任費用がかかる精算を行おうとしない上、預金に利息をつけていない不合理が見られる。
- (9) 生活保護費支給証は、生活保護受給者が本来所持すべき文書であるが、横浜市職員は生活保護受給者全員から取り上げている。
取り上げるにあたり、生活保護受給者から預り証や依頼書を差し入れさせていないことから、横浜市職員の対応に合理性はない。
- (10) 条例は原則公開を定めており、実施機関の裁量権も限定されるべきことから非公開は必要最小限とするべき。実施機関は、特定の個人が識別され、又は識別され得るため並びに事業の円滑な運営に支障をきたし、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるために、非公開としているが行き過ぎが見られる。

5 審査会の判断

(1) 福祉事務所における生活保護関連の現金等の取扱いについて

福祉事務所における生活保護費など生活保護関連の現金等の取扱いについては、横浜市福祉事務所生活保護関連現金等取扱要領（平成6年8月福祉局保護課制定。平成13年12月27日改正前のもの。以下「市要領」という。）の規定により、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）及び公金外現金事務処理要領（昭和61年4月総務局制定）に準じた処理を行うことと規定されている。

中福祉事務所では、被保護者が多数居住する地区をかかえ、被保護者との対応上、現金等を取扱う件数が多いため、市要領に準じた中福祉事務所保護課生活保護関連現金等取扱要領（平成11年3月中区保護課制定。平成14年1月1日改正前のもの。）を定め、市要領と併せて実施し、福祉事務所における生活保護関連の現金等を取り扱っていることが認められる。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜市が行っている生活保護の関連文書であり、中福祉事務所が扱った法外援護費貸付金調書、生活保護費代理受領金領収書及び生活保護費支給証（氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）の平成7年度分、法外援護費貸付金調書、生活保護費代理受領金領収書、生活保護費支給証、保護費預り依頼書、保管金預り依頼書及び預り証、保管金出納調書及び一時預り金出納調書（控）（それぞれ氏名、ケース番号、番地、印鑑部分等を除く。）の平成8年度以降平成13年7月12日現在までの分並びに横浜銀行本店営業部普通預金口座番号0141965の預金につき、公金扱いとし利息を付加しないこととした決裁文書であることが認められる。

なお、実施機関が、決定通知書に記載した文書4の文書名は、「生活保護費代理受領金領収書」であるが、当該文書名は、平成12年度に様式変更された後の文書名であり、平成8年度以前の文書名は「生活保護費一時預り金袋」、平成9年度から平成11年度の文書名は「生活保護費一時預り金領収書」であること並びに文書8について決定通知書に記載した文書名は、「保護費預り依頼書」であるが、当該文書名は、平成9年度に様式変更された後の文書名であり、平成8年度以前の文書名は、「預り金依頼書」であることが認められる。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識

別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本号に該当するとして、文書 2、文書 4、文書 6 及び文書 8 から文書 11 までを非開示としているので、次にその妥当性について検討する。

ウ 文書 2 については、対象文書の年度が異なるものがあるが、同様の様式である文書について、平成 14 年 3 月 29 日横情審答申第 199 号において、横浜市公文書の公開に関する条例(昭和 62 年 12 月横浜市条例第 52 号)第 9 条第 1 項第 1 号に該当するとして非公開の妥当性について判断したところであり、現行の条例に基づく本答申においてもその判断を変更する理由はない。

文書 4、文書 6、文書 10 及び文書 11 についても、対象文書の年度が異なるものがあるが、同様の様式である文書について、平成 14 年 3 月 29 日横情審答申第 200 号において、非開示の妥当性について判断したところであり、本答申においてもその判断を変更する理由はない。

したがって、文書 2、文書 4、文書 6、文書 10 及び文書 11 は、いずれの文書も個人ごとに作成されており、記録されている情報は、いずれも個人の生活保護費に関する情報であって、特定の個人を識別することができるか、又は、特定の個人を識別することができないとしても、当該情報は、あたかも患者のカルテと同様に、文書に記録されている情報自体が、個人のプライバシーに関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして非開示とすべきものであるから、当該文書全体が本号本文に該当する。

エ 文書 8 は、金銭管理の難しい被保護者が、支給された生活保護費の一部を福祉事務所に対して預かり管理を依頼する際に提出する依頼書で、被保護者個人ごとに作成される帳票であり、ケース番号、被保護者の住所、氏名、印影、預かりを依頼する理由等の情報が記録されていることが認められる。

文書 8 に記録されている情報は、生活保護費を受給している個人の預り金の預かりを依頼していることに関する情報であって、特定の個人を識別することができるか、又は、特定の個人を識別することができないとしても、当該情報は、あたかも患者のカルテと同様に、文書に記録されている情報自体が、個人のプライバシーに関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして非開示とすべきものであるから、当該文書全体が本号本文に該当す

る。

オ 文書 9 は、被保護者が、法第 63 条による返還金、法第 78 条による徴収金、戻入金等を福祉事務所に対して預かり管理を依頼する際に提出する依頼書及び預り証で、被保護者個人ごとに作成される帳票であり、ケース番号、被保護者の住所、氏名、印影、預かりを依頼する理由等の情報が記録されていることが認められる。

平成 7、8 年度分は、保管金出納調書の様式を兼ねており、被保護者の氏名及び印影のほかに、ケース番号、世帯主氏名、保管開始日、取扱い年月日、預入れ額、払出し額、残額等の情報が記録されていることが認められる。

平成 12 年度分には、ケース、被保護者の住所、氏名（世帯主氏名）、印影、金額、預かり依頼の記述、預かりを依頼する理由、領収書受領に伴う了解の記述、保管、依頼年月日等が記録されており、依頼書の下部分は、預り証を切取った「キリトリセン」の文字の上半分が認められる。

文書 9 に記録されている情報は、生活保護費を受給している個人の保管金の預かりを依頼していることに関する情報であって、特定の個人を識別することができるか、又は、特定の個人を識別することができないとしても、当該情報は、あたかも患者のカルテと同様に、文書に記録されている情報自体が、個人のプライバシーに関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして非開示とすべきものであるから、当該文書全体が本号本文に該当する。

カ なお、前記ウからオで述べた本文に該当するとした情報はいずれも、本号ただし書アからウのいずれにも該当しないものである。

(4) 条例第 7 条第 2 項第 4 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 4 号は、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」は開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書 2 及び文書 4 を本号に該当するとして非開示としているが、文書 2 及び文書 4 は、前記(3)ウで述べたように、当該文書全体が条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当するため、非開示とすべきものであるから、本号該当性について判断するまでもない。

(5) 条例第 7 条第 2 項第 6 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 6 号は、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報

であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができる」と規定している。

イ 実施機関は、文書 2、文書 4、文書 6 及び文書 8 から文書 11 を本号に該当するとして非開示としているが、文書 2、文書 4、文書 6 及び文書 8 から文書 11 の各文書は、前記(3)ウからオで述べたとおり、当該文書全体が条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、非開示とすべきものであるから、本号の該当性について判断するまでもない。

(6) 文書 1、文書 3、文書 5 及び文書 7 の不存在について

ア 実施機関は、文書 1、文書 3 及び文書 5 は平成 7 年度に作成又は取得したものであって、いずれも保存期間 5 年の文書で、期間経過後の平成 13 年 6 月に廃棄しているため存在しないとしている。また、文書 7 についても、実施機関が保有し、管理している文書の中には存在しないとしている。

そこで、当審査会では、実施機関の当該理由に基づく非開示決定について審議するため、平成 14 年 7 月 26 日に実施機関から事情聴取を行った。

イ それによると、文書 1 及び文書 3 は、平成 7 年度に作成された文書であり、また、文書 5 は、平成 7 年度に廃止となった受給者の支給証と、受給継続者の年度切替で不要となった前年度(平成 6 年度分)の支給証を回収し、保存していたものが該当し、平成 7 年度に作成し、又は取得した、いずれも保存期間 5 年として規定された文書であり、保存期間が経過した後の平成 13 年 6 月 28 日に文書を廃棄している。

このことは、平成 13 年 6 月 29 日付中区地域福祉課長から中区文書管理者あて文書廃棄報告書(様式 2)及び同日付中総第 78 号中区文書管理者から総務局行政部法制課長あて文書廃棄報告書(様式 3)により確認することができる。

ウ 文書 7 についても、実施機関は、口座開設時の昭和 52 年 6 月 1 日より本件通帳には利息を付利していないが、利息を付利しないことを決定した文書は、存在しないとしている。

本件預金通帳は、不特定多数の被保護者の依頼に基づき、被保護者に支給された保護費の一部又は全部を一時的に、福祉事務所が預かり、管理している金銭が入金されており、被保護者の求めに応じ、随時、預金の出し入れを行っているものであるから、元来、その性質上付利にはなじまないものであり、このため、付利しない

ことを決定した文書が現在存在しないとした実施機関の主張に特段不合理な点は認められなかった。

エ 以上のとおり、文書 1、文書 3、文書 5 及び文書 7 が存在しないという実施機関の主張に特段不合理な点は認められなかった。

(7) 結 論

以上のとおり、実施機関が文書 2、文書 4、文書 6、文書 8 から文書 11 までを条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当するとして、非開示とした決定及び文書 1、文書 3、文書 5 及び文書 7 を不存在であるとして、非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 13 年 12 月 7 日	・ 実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成 13 年 12 月 21 日 (第 260 回審査会)	・ 諮問の説明
平成 14 年 7 月 12 日 (第 273 回審査会)	・ 審議
平成 14 年 7 月 26 日 (第 274 回審査会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成 14 年 8 月 9 日 (第 275 回審査会)	・ 異議申立人から意見聴取及び意見書を受理 ・ 審議
平成 14 年 8 月 12 日	・ 異議申立人から意見書（追加分）を受理
平成 14 年 9 月 20 日 (第 278 回審査会)	・ 審議
平成 14 年 9 月 27 日 (第 279 回審査会)	・ 審議